

平成 22 年 7 月 20 日

各 位

財団法人中小企業災害補償共済福祉財団

弊財団に対する一部業務停止命令の解除について

謹啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊財団は、主務官庁より、保険法に適合する規約の改正の認可がなされなかったことから平成 22 年 3 月 31 日付けで翌 4 月 1 日より一部業務停止命令を受けました。さらに 6 月 18 日付けで業務停止命令期間中における違反行為による 4 支局（栃木、茨城、神奈川、山梨支局）に対する追加の一部業務停止命令（7 月 17 日まで）ならびに法令等遵守体制及び内部管理体制に対する業務改善命令を受けました。

会員の皆さまをはじめ関係者の皆さまに、多大なご迷惑をおかけいたしましたことを衷心よりお詫び申し上げます。

この度、6 月 14 日付けで規約改正の認可（6 月 15 日施行）を得ることができ、6 月 18 日に受けた追加の一部業務停止命令についても 7 月 17 日をもって同停止命令期間が終了し、翌 18 日から通常どおりの業務を執り行っておりますことをご報告いたします。

弊財団では、このような事態を招いたことを重く受け止め、法令等を遵守した事業運営体制の確立を図り、再発防止と信頼回復に誠意を持って取り組んでまいり所存です。

皆さまには、ご迷惑・ご心配をおかけいたしましたことを重ねてお詫び申し上げますとともに、従前と変わらぬご高配賜りますようお願い申し上げます。

謹白